

答弁書第一九号

内閣参質一八六第一九号

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問に対する答弁書

一及び七について

お尋ねの「代替施設建設地に必要とされる条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場の代替施設（以下「代替施設」という。）に関しては、在日米軍の抑止力を維持するとともに、沖縄の基地負担を軽減し、地元の皆様の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から取り組んできている。

政府として、平成八年十二月二日に発表された「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告を踏まえ、平成十一年十二月二十八日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」において、代替施設の建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」としたところであるが、その後、在日米軍の兵力態勢の再編に係る我が国とアメリカ合衆国との間の協議や、代替施設の周辺地域の上空における飛行ルートに関する名護市長や宜野座村長からの要請を考慮した結果、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」において、「普天間飛行場代替施設を、辺野古崎とこれに近接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される」としたものである。

二から六までについて

政府部内の検討過程における詳細については、個々にお答えすることは差し控えたい。
八について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。